

“事業者登録の更新手続き”が始まりました

CCUS の事業者登録の有効期限は5年となっており、初期に登録をいただいた事業者から順次更新期を迎えるため、**10月1日から更新手続きを開始**しました。

CCUS は技能者の処遇改善等につなげるための**業界共通の制度インフラ**として、今後ますます活用が**期待されるシステム**ですので、是非**確実に更新手続きを行ってください**。

・事業者登録の有効期限は、登録日から5年後の登録月の月末です。

(登録日:2019 年 4 月 15 日 ⇒ 有効期限:2024 年 4 月 30 日)

なお、2018年度登録の事業者の有効期限は、CCUS の本格運用開始が2019年4月であったことから、特例として 2024 年 3 月 31 日としています。

(登録日:2018 年 9 月 15 日 ⇒ 有効期限:2024 年 3 月 31 日)

・更新手続きは、**有効期限の 6 カ月前から1カ月前までの間**に行ってください。

(有効期限の1カ月前までには、確実に更新手続きを行ってください。)

※詳細は基金HPをご覧ください。 <https://www.ccus.jp/attachments/show/65151684-1720-4dce-81aa-52b2c0a8081b>

“安全書類出力機能”が拡充されました

CCUSの安全書類(Excel形式)の出力機能について、利便性向上を図るため、現行機能では記載されない項目についても、新たにCCUSに入力欄を設けることにより、**全項が記載された安全書類の出力ができるように機能が拡張**されました(9月29日)。

<https://www.ccus.jp/attachments/show/651a86dd-2ee4-441f-a73f-5354c0a8081b>

能力評価基準に“解体技能者分野”が追加されました

建設技能者一人ひとりの技能や経験を評価し、保有資格や就業日数に応じて4段階に判定する「能力評価(技能レベル判定)」の対象分野に、「**解体技能者**」が**新たに追加**されました(10月2日)。

国土交通省HP

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001631539.pdf>

登録・運用、普及促進に向けた取組事例のご紹介

○沖縄県協会主催 技能者登録会

9月11～15日 参加者数60名

○熊本県法面保護協会主催 登録会・現場運用実践会

9月21日 参加者数64名

○福岡県協会久留米支部主催 事業者登録会

9月28日 参加者数26名

○京都府協会主催 事業者登録会・運用研修会

10月4～5日 参加者数23名

○CCUS応援団サミット2023

10月13日 特典を提供する応援団各社が一堂に会して、更なる普及促進策等についての意見交換



～小規模現場での CCUS への就業履歴蓄積をサポート～

キャリアリンク「CCUS かんたんスタートキャンペーン」の申し込み受付を10月16日より開始しました。

<https://www.ccus.jp/attachments/show/6528e981-1d58-43aa-9f3a-1bc6c0a8081b>

CCUS応援団による**特典が続々増加中**です。 技能者向け50特典 事業者向け25特典
特典内容の紹介や47都道府県別に利用可能な特典を動画で紹介する
YouTubeチャンネル「**CCUS応援団**」を開設しました。ぜひご覧ください。

